

福利えひめ

第164号

令和5年3月発行

学校活動作品展示・販売

11月

東予高等学校



小松・東予・丹原3校共同
魅力ある学校づくり推進事業
「多肉植物寄せ植え」販売

12月

新居浜工業高等学校



ワンタッチで
パーベキューコンロに変形
「防災ベンチ」

1月

八幡浜工業高等学校



「長浜大橋」の模型
ボタンを押すと開閉します！



「来島海峡大橋」の模型
海や島もリアルに表現。
ライトアップも！

2月

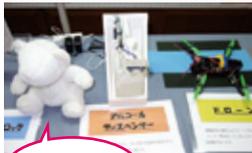
今治工業高等学校



3月

吉田高等学校

(3/20まで予定)



「アルコールディスペンサー」
消毒するとくまさんが
しゃべります！

ありがとう！

道後宿泊所「にぎたつ会館」1階ロビーで生徒さんが作成した作品を展示しています。
今後も引き続き展示を予定しております。近くにお越しの際は、ぜひお立ち寄りください。

展示・販売にご参加いただける学校を募集しています

にぎたつ会館ホームページのブログにも掲載しています。合わせてご覧ください。 <https://nigitatsu.jp/>



・ C O N T E N T S ・

令和5年度 保健福祉事業のご案内……………1~2

令和5年度の掛金率について……………3

組合員・被扶養者が交通事故等の
第三者加害にあったときの注意点……………3

資格喪失後に医療機関等で
組合員証（被扶養者証）は使用できません…4

地共済年金情報Webサイトで
年金見込額等が閲覧できます……………4

共済組合における厚生年金保険給付…5~6

共済組合員を対象とした
メンタルヘルス事業のご案内……………6

にぎたつ会館からのご案内……………7

ご家族の方もお読みください。



公立学校共済組合愛媛支部

TEL(089)941-5393 FAX(089)943-8090

〒790-8570 松山市一番町4丁目4番地の2

支部HP <https://www.kouritu.or.jp/ehime/>



令和5年度 保健福祉事業のご案内

各事業の詳細及び募集等についてのご案内は、後日、所属所へ通知文書を送付いたします。
 また、通知に合わせて当支部ホームページにおいても掲載しますので、随時ご確認ください。
 愛媛支部ホームページ：https://www.kouritu.or.jp/ehime/



健康管理関係(健診事業・健康づくり事業)

事業名	実施時期	対象人員	事業内容
(特)人間ドック <small>県・共済・互助会との共同実施</small>	6月中旬～ 3月上旬	2,490人	<対象者>40歳以上の組合員 ※任意継続組合員は対象外 <自己負担額>○節目年齢者(40・45・50・55・59歳) 2日ドック 8,800円、1日ドック 5,000円 ○一般受診者 8,000円 ※1日ドックのみ <実施機関>県下の契約病院
人間ドック <small>共済・互助会との共同実施</small>	7月～12月	330人	<対象者>40歳未満の組合員 ※任意継続組合員は対象外 <自己負担額>※40歳未満の人間ドックは1日ドックのみ ○節目年齢者(35歳) 5,000円 ○一般受診者 8,000円 <実施機関>県下の契約病院
脳ドック	6月中旬～ 3月上旬	400人 程度	脳疾患の早期発見のため、頭部MRI等の検診事業を実施する。 <対象者>50歳以上の組合員 ※任意継続組合員は対象外 <自己負担額>検診料の20%程度 <実施機関>県下の契約病院
配偶者ドック	6月中旬～ 2月	300人 程度	<対象者>40歳以上の配偶者 (被扶養者として認定されている者) <自己負担額>8,000円 <実施機関>県下の契約病院
特定健康診査 特定保健指導	年間		メタボリックシンドロームに着目した健診を組合員は職場での健診、(特)人間ドックまたは脳ドック、被扶養者は特定健康診査受診券(セット券)または配偶者ドックにより実施する。健診の結果、生活習慣病の発症リスクの高い者に特定保健指導を実施する。
健康づくり セミナー	年間		組合員とその家族及び関係所属所職員等を対象に、健康の増進を図ることを目的に、各分野の専門家による講座を行う。
健康・メンタル 出前講座	年間		組合員の健康づくりのために研修会等を開催する場合に、講師を無料で派遣する。
メンタルヘルス セミナー <small>互助会との共同実施</small>	年間		組合員とその家族及び関係所属所職員等を対象に、ストレスに早めに気づき、対策を講じるためのセミナーを開催する。
教職員こころの 健康相談	年間		組合員を対象に「こころの健康相談」を契約病院で実施する。
メンタルヘルス サポート	年7回		県教委(教育事務所・高校)が校長会議等において行うメンタルヘルス講座に対し、講師を派遣する。
職場復帰支援 プログラム補助	年間		四国中央病院が実施する職場復帰支援プログラムに参加する組合員の旅費の補助を行う。
インフルエンザ 予防接種補助 <small>互助会との共同実施</small>	年間		インフルエンザの予防接種をした際、補助する。 <対象者>組合員 ※被扶養者、任意継続組合員は対象外 <補助額>上限2,000円

※上記の「組合員」とは、一般、船員、短期組合員のことです。

※(特)人間ドック、人間ドックについては、教職員互助会未加入の方は自己負担額が異なります。

保養関係

事業名	実施時期	対象人員	事業内容
にぎたつ会館 利用補助 (宿泊・会食補助)	年間		<p>道後宿泊所「にぎたつ会館」において、宿泊又は会食を利用した場合に補助を行う。</p> <p><対象者> ○宿泊利用補助 組合員及びその被扶養者 ※任意継続組合員は対象外 ○会食利用補助 組合員、被扶養者及び配偶者並びに組合員と同居の父母 <補助回数> 組合員一人につき、年度内に宿泊12泊、会食12回を限度とする。 ※宿泊12泊については、「宿泊保養施設利用補助」と通算する。 ※組合員の被扶養者及びその他補助対象者に対する補助回数は、当該組合員に係る補助回数に通算する。 ※継続する宿泊の場合は、5泊を限度とする。</p> <p><補助額> ○宿泊補助 利用総額の半額以下かつ1人1泊につき3,000円を上限とする。 ○会食補助 (宴会、ビアホール、弁当) 利用総額の半額以下かつ利用者1人1回あたり、2,000円を上限とする。 ただし、宴会に利用の際は、6,000円(税、奉仕料込み)以上の会食を利用する場合のみ適用する。</p> <p>注意：いずれの補助も公務外での利用に限ります。</p>
<p>令和5年度から補助額及び上限回数等事業内容が変更になります。 事業の詳細については、後日、所属所へ送付する通知文をご覧ください。</p>			
宿泊保養施設 利用補助	年間	600人	<p>全国の公立学校共済の施設や契約施設に宿泊した場合に補助を行う。</p> <p><対象者> ○宿泊利用補助 組合員及びその被扶養者 ※任意継続組合員は対象外 <補助回数> 年度内に12泊を限度とする。 ※宿泊12泊については、「にぎたつ会館宿泊補助」と通算する。 ※被扶養者に対する補助回数は、当該組合員に係る補助回数に通算する。 ※継続する宿泊の場合は、5泊を限度とする。</p> <p><補助額> 1人1泊につき 2,000円</p> <p>注意：公務外での利用に限ります。</p>
<p>令和5年度から上限回数等事業内容が変更になります。 事業の詳細については、後日、所属所へ送付する通知文をご覧ください。</p>			

※上記の「組合員」とは、一般、船員、短期組合員のことです。

研修関係、文化・レクリエーション・その他関係

事業名	実施時期	対象人員	事業内容
退職準備 セミナー <small>県・共済・互助会との 共同実施</small>	未定		令和5年度退職予定者を対象に、退職共済年金等の手続きに関する動画をオンライン上で配信する。
資格取得補助	年間	150人 程度	<p>関係団体が組合員のために、TOEIC・英検2級以上・マイクロソフトオフィススペシャリスト(MOS)の団体受験を実施した際に受験費用の補助を行う。</p> <p><対象者> 組合員 ※任意継続組合員は対象外 <補助額> 組合員1人あたり2,000円</p>
文化・芸術・ スポーツ 鑑賞等補助	年間	2,000人 程度	<p>心身のリフレッシュや教養の向上を目的として、チケット代金の一部を補助する。</p> <p><対象者> 組合員及びその被扶養者 ※任意継続組合員は対象外 <補助額> 約1,000円</p>
介護講座			<p>介護技術等を学ぶ講座を開催する。</p> <p><対象者> 組合員</p>
ライフプラン セミナー			<p>生涯生活設計に必要な知識を学ぶためのセミナーを開催する。</p> <p><対象者> 組合員 ※任意継続組合員は対象外</p>
にぎたつ会館 慶弔補助	年間		<p>道後宿泊所「にぎたつ会館」において、組合員又はその被扶養者が主催する法事、子どものお祝い等慶弔行事を利用した場合に補助を行う。</p> <p><補助額> 利用料金の3分の1 ※上限1回当たり20,000円までとする。 ※回数の上限は設けない。</p>

※上記の「組合員」とは、一般、船員、短期組合員のことです。

令和5年度の掛金率について

令和5年度の掛金率は次のとおりになる予定です。

○令和5年4月から

(単位：千分率)

区 分		一般組合員	船員組合員	任継組合員
短 期	標準報酬月額 標準期末手当等	※48.01	※46.05	93.20
介 護	標準報酬月額 標準期末手当等	8.00	8.00	16.00
厚生年金保険	標準報酬月額 標準期末手当等	91.50	91.50	
退職等年金	標準報酬月額 標準期末手当等	7.5	7.5	

※福祉事業掛金率1.41を含む。



医療・年金グループからのお知らせ

組合員・被扶養者が交通事故等の第三者加害にあつたときの注意点

●医療機関を受診する場合は、必ず共済組合に連絡及び書類の提出が必要です！

交通事故など第三者から被害を受けた組合員または被扶養者の治療費は、本来、加害者が支払うべきであり、組合員や共済組合が負担するものではありません。

しかし、治療費を直ちに相手方に負担させることが困難な場合等の事情によっては、組合員証または被扶養者証を使用して治療を受けること（以下「保険診療」という）ができます。

ただし、この「保険診療」は、加害者に代わって共済組合が治療費を立て替えることになるため、後日、共済組合が加害者へ請求することになります。

事故の状況及び加害者の確認のため、速やかに事故報告書等の書類の提出をお願いします。

なお、手続きの詳細については、公立学校共済組合愛媛支部のホームページをご確認ください。

〈愛媛支部トップページ→手続きナビ→治療をうける際の手続き→交通事故にあつたときの手続き〉

●どんな小さな事故でも、必ず警察に届け出をしましょう！

●加害者の情報について確認してください！

●示談をするときは慎重に対応しましょう！

治療が終了しない間（医師が完全に治癒したまたは症状固定と判断するまで）は、示談を急がないでください。原則として、示談締結後については「保険診療」は認められませんので、慎重に対応するよう心掛けてください。



資格喪失後に医療機関等で組合員証(被扶養者証)は 使用できません

組合員(被扶養者)資格を喪失した場合、喪失日以後に組合員証(被扶養者証)を使用して医療機関等を受診することはできません。誤って使用した場合は、後日かかった医療費(総医療費の7割等)を返還していただくこととなります。近年、多額の医療費を返還していただく事例や医療機関とのトラブルが発生していますのでご注意ください。

★組合員証(被扶養者証)が使用できなくなる主な事例★

●組合員が退職して、国民健康保険など他の健康保険に加入した場合

退職日翌日から組合員証(被扶養者証)は使用できません。退職日以後、所属所を通じて速やかにご返却ください。

●組合員が退職して、公立学校共済組合の任意継続組合員に加入した場合

新たに任意継続組合員証(被扶養者証)が発行されますので、現職時に使用していた組合員証(被扶養者証)は退職日翌日から使用できません。退職日以後、所属所を通じて速やかにご返却ください。

●組合員の在職中に被扶養者が就職や収入超過等のため、 取消となった場合

被扶養者の取消日(認定要件を欠いた日)以後、被扶養者証は使用できません。被扶養者取消の提出書類と被扶養者証を、所属所を通じてご返却ください。

●任意継続組合員に加入した後、再就職先の健康保険に加入した場合

新たに加入した健康保険が優先されますので、申出書、組合員証(被扶養者証)及び添付書類を公立学校共済組合愛媛支部へご提出ください。



※新しい保険証の発行が遅くなり、保険証が手元にない期間が発生する可能性があります。資格喪失した組合員証(被扶養者証)をコピーして不正使用することのないようお願いします。この期間に医療機関を受診する場合は、新しい保険証を発行する健康保険組合へお問い合わせください。

地共済年金情報Webサイトで年金見込額等が 閲覧できます

地共済年金情報Webサイトは、組合員や組合員であった方々に年金制度へのご理解を深め、ご自身の将来の年金について意識していただくことを目的として、公務員共済期間の年金加入履歴や加入期間、年金見込額、給付算定基礎額残高(年金払い退職給付の基礎となる残高)などについて閲覧することができます。

ご利用につきましては、公立学校共済組合本部のホームページ「年金加入記録や年金見込額を知りたいとき(地共済年金情報Webサイト)」のバナーからアクセスできます。

なお、閲覧するには、利用申込みが必要となります。ご利用申込み後、後日、郵送されるユーザID通知書に記載されたユーザIDと申込み時にご自身で入力したパスワードにより閲覧できます。

※申込み後、ユーザID通知書がお手元に届くまでには、3週間程度かかります。

※平成27年3月までに取得した地共済年金情報WebサイトのユーザIDは使用できませんので、新たにユーザIDを取得していただく必要があります。

※「地共済年金情報Webサイト」は公務員厚生年金期間(平成27年9月以前の期間を含みます)のみが掲載されています。



公立学校共済組合本部「年金加入記録や年金見込額を知りたいとき(地共済年金情報Webサイト)」
<https://www.kouritu.or.jp/kumiai/nenkin/uketorimae/johotsuchi/website/index.html>



共済組合における厚生年金保険給付

厚生年金保険給付は「老齢」「障害」「遺族」の3種類の年金を支給しています。

老齢厚生年金

退職した後の所得保障のために支給される年金です。

【支給を受けるための要件】

- ①生年月日に応じた支給開始年齢に到達していること。
- ②厚生年金被保険者（当共済組合の組合員も該当します）の期間を有していること。
- ③一定の公的年金制度の加入期間を有していること。

支給開始年齢（厚生年金被保険者期間が1年以上の場合）

生年月日	年齢
昭和29年10月2日から昭和30年4月1日まで	61歳
昭和30年4月2日から昭和32年4月1日まで	62歳
昭和32年4月2日から昭和34年4月1日まで	63歳
昭和34年4月2日から昭和36年4月1日まで	64歳
昭和36年4月2日以降	65歳

※厚生年金被保険者期間が1年未満のときは、支給開始年齢は65歳です。

障害厚生年金

病気などにより一定以上の障害状態となったときに支給される年金です。

【支給を受けるための要件】

- ①初診日に、厚生年金被保険者であること。
- ②障害認定日（初診日から1年6カ月を経過した日）または65歳に達する日の前日までの間に、障害等級が1級から3級までの状態にあること。
- ③初診日前日の時点で、保険料の納付要件を満たしていること。

※障害等級は、重度なものから1級、2級、3級と定められています。（身体障害者手帳の認定基準とは異なります）

※保険料の納付要件として、20歳に到達した月から初診日の属する月の前々月までの期間において、保険料納付済期間等が3分の2以上あることが原則として必要です。



遺族厚生年金

組合員が亡くなられたときに、残された家族の生活を保障するために支給される年金です。

【支給を受けるための要件】

- ①組合員または組合員であった方が亡くなられたとき、「遺族」に該当する方がいること。
- ②亡くなられた方が一定の要件（在職中である、老齢厚生年金の受給権を有する等）を満たしていること。

※在職中の死亡の場合には、障害厚生年金と同様の保険料納付要件を満たすことが必要です。

遺族とは…組合員または組合員であった方に生計を維持されていた方のうち、下表に該当する方が対象です。
優先順位1から4までのうち最も順位の高い方が受給できます。

優先順位	1	2	3	4
遺族	夫（55歳以上）・妻・子	父母（55歳以上）	孫	祖父母（55歳以上）

※年額850万円以上の収入（年額655万5千円以上の所得）を有する場合には、原則として遺族に該当しません。

※夫、父母、祖父母の方への年金支給は、原則として60歳までの間は支給停止となります。

※子、孫は次の方に限られます。（ア）18歳に達した日の属する年度末までの間にある方で、まだ配偶者のいない方
（イ）20歳未満の方で障害等級1級または2級の状態にあり、まだ配偶者のいない方

公立学校共済組合四国中央病院における共済組合員を対象としたメンタルヘルス事業のご案内

メンタルヘルス相談



詳しくはHPをご覧ください

<http://www.shikoku-ctr-hsp.jp/union/mental.html>



面接を通し、担当相談員が気持ちの整理のお手伝いをします。

仕事のこと、プライベートのこと、不安や様々なストレスについてお話いただくことで、メンタルヘルスの不調を防ぐことを目的としています。愚痴もOKです。

面接内容を外部に知られることはありません。お申込みは、支部、職場を通す必要はありません。事前予約が必要です。対面相談の希望は直接お電話下さい。

オンライン面接希望についてはHP内メールフォームにてお申込み下さい。

職場復帰支援プログラム



詳しくはHPをご覧ください

<http://www.shikoku-ctr-hsp.jp/union/hukki.html>

メンタルヘルスの問題で病休、休職中の学校関係者が対象です。

週1回、認知行動療法やロールプレイ、レクリエーション活動など様々なプログラムを通して、現場復帰に向け、病状の回復を図るとともに、休職に至った過程を振り返り、ご自分に必要な再発予防対策を一緒に見つけていきます。プログラムの詳細などはお気軽にお問合せ下さい。

電話でのお問い合わせ

0896-58-3515 (代表) メンタルヘルス係

月～金（祝祭日を除く）9:00～17:00



組合員の皆様にはご支援、ご協力を賜り、職員一同心より感謝申し上げます。

歓送迎会プラン

会席料理 飲み放題(2H)
6,000円 + 2,000円 = 8,000円

会食利用補助ご利用で

3月31日まで! ↓ 4月1日から ↓
5,000円 **6,000円**



※写真はイメージです。



※写真は3,200円(イメージです)

離任式等にいかがですか?

仕出し弁当

1,800円~3,200円

組合員様は補助利用で半額になります。
3,200円以上ご希望の場合はご相談ください。

<配達承ります>

原則20個以上、松山市近郊とさせていただきます。その他エリア、少数の場合はご相談ください。

全国旅行支援

ちよっぴり贅沢な春休み

えひめぐりみきゃん旅割

令和5年4月1日(土)~6月30日(金)
(除外日: 4/29~5/7)

延長決定!!

★とってもお得に★

愛媛の逸品!!伊予牛「絹の味」陶板焼き付き

陽春プラン

2023年3月1日(水)~2023年5月31日(水)限定
(4/29~5/6を除く)

好評につき再登場!!

鍋物が陶板焼きになります。

一泊二食付
お一人様 16,500円
全国旅行割、宿泊・会食利用補助
ご利用で

お支払額 **8,500円**
えひめぐりデジタルクーポン
2,000円分 土曜・祝前日2,000円UP

※全国旅行支援は、条件等、愛媛県の制度に準じます。

料金は全て消費税・サービス料込の金額です。

※写真はイメージです。

県内組合員様限定プラン

Nigitatsu旅割プラン

◎朝食付きプラン.....7,600円→5,500円
◎夕食.....6,000円
○宿泊補助.....-3,000円
○会食補助.....-2,000円
○全国旅行支援割引(◎の合計金額の20%).....-2,300円

お支払額 **4,200円**

えひめぐりデジタルクーポン
2,000円分
金曜日1,000円UP 土曜・祝前日2,000円UP



※写真はイメージです。

利用補助が変わります!

令和5年度より補助額・利用方法が変更になります。

宿泊補助 2,500円 → 3,000円
会食補助 3,000円 → 2,000円
回数制限 無 → 年12回

利用方法 利用補助券の提出
詳細は、愛媛支部からの通知文をご覧ください。

人生の3分の1は睡眠!



客室のベッドが
シモンズ社製のベッドになりました!
美味しいお料理と「美人の湯」道後温泉と
快適な眠りで「美と健康」を♪



にぎたつ会館は、館内レストラン・各宴会場において
愛媛県が定める感染症予防対策を講じ

「愛顔の安心飲食店認証制度」

の認定を受けております。

公立学校共済組合道後宿泊所

にぎたつ会館

〒790-0858 松山市道後姫塚118-2
E-mail: nigitatsu@islands.ne.jp

TEL:089-941-3939

FAX:089-932-8370
https://nigitatsu.jp

皆様のご来館を職員一同、心よりお待ちしております。

